

放課後クラブ（愛称コロバクラブ）会則

（名称）

第1条 この会は、放課後クラブ（愛称コロバクラブ）と称する。

（事務所）

第2条 この会は、事務所を徳島市南沖洲1-3-3「沖洲ほっとセンター」に置く。

（目的）

第3条 この会は、子どもたちの健全育成を願い、主に放課後を充実させることを目的とする。

（事業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- （1）「放課後クラブ」の企画・運営
- （2）子育てや教育に関する相談会や学習会の開催
- （3）その他目的達成のために必要な事業

（正会員）

第5条 この会の正会員は、この会の趣旨に賛同し、総会において別に定める会費を納めた者とする。

（賛助会員）

第6条 この会の趣旨に賛同し、賛助会費（1口1000円、何口でも可）を納めた者を賛助会員とする。

（経費及び会費）

第7条 この会の経費は、会費及び賛助会費、寄付金等をもって充てる。会費の金額及び寄付金を求める行為については、総会において承認を得なければならない。初年度年会費は、500円とする。

（役員）

第8条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
事務局 長	1名
会 計	1名

（任期）

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

（選出）

第10条 役員は、総会において選出する。

（職務）

第11条 役員は、次の職務を行なう。

- （1）会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
- （3）事務局長は、会長の指示のもと本会の事務全般にあたる。

（会議）

第12条 会議は、次の通り行なう。

- （1）総会は、年1回開催する。正会員は本会の運営等に関して意見を出すことができる。
- （2）その他必要に応じて、会長が役員会を招集する。

（その他）

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、2007年8月25日から施行する。